

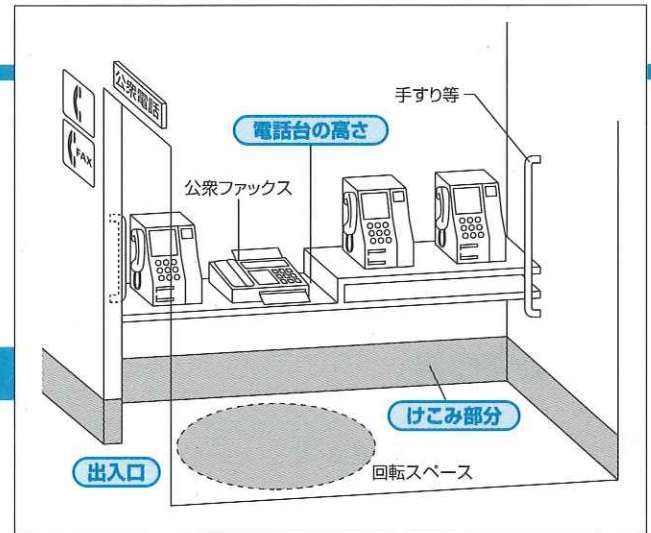
1 建築物

(11) 公衆電話所

設計のポイント

公衆電話を設置する場合は、高齢者、障害者等が利用しやすいよう、構造や高さについて配慮が必要です。

- ☐ 車いす使用者が円滑に操作できるよう、電話台の高さやけこみに配慮が必要です。
- ☐ 必要に応じて、聴覚障害者に配慮した公衆ファクシミリも設置が望まれます。



整備基準

【適用施設／建築物】

●整備基準

- 1 公衆電話所を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に利用できるように高さ、けこみ等に配慮した公衆電話所を1以上設けること。
- 2 公衆電話所に通ずる出入口を設ける場合においては、当該出入口は、
(1) [出入口]の項に定める構造とすること。

●基準の解説

● 整備例

● 条例による整備基準

◇ ハートビル法による誘導的基準

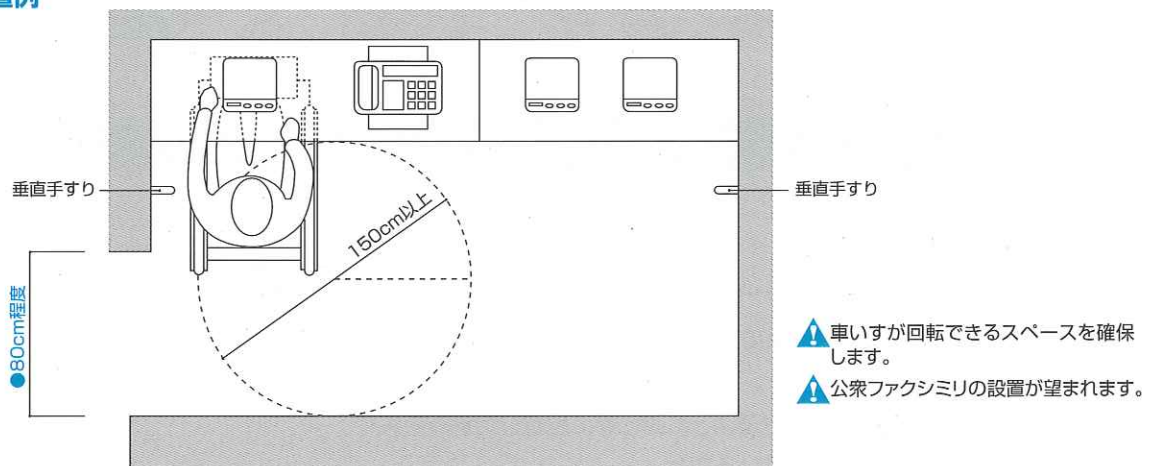
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

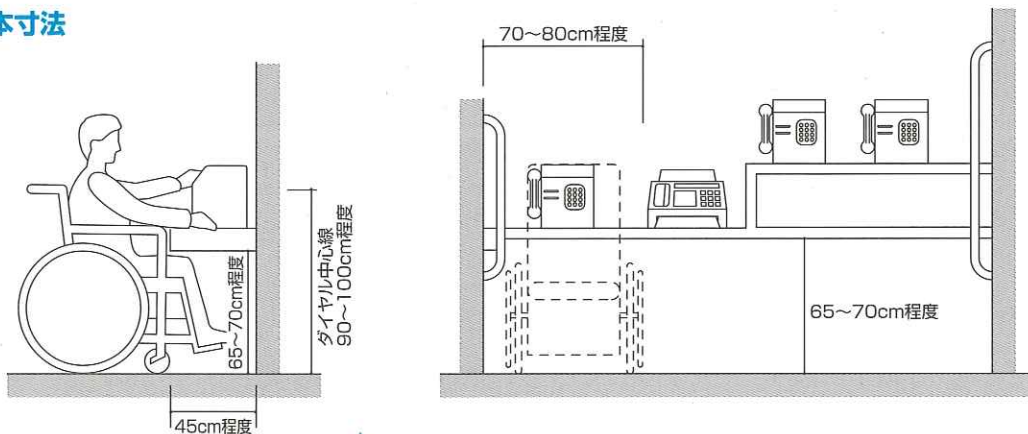
公衆電話所

電話台の設置例



電話台の構造

電話台等の基本寸法



▲ 杖使用者等の歩行困難者が体を支えることができるよう、手すりまたは壁面を設けます。

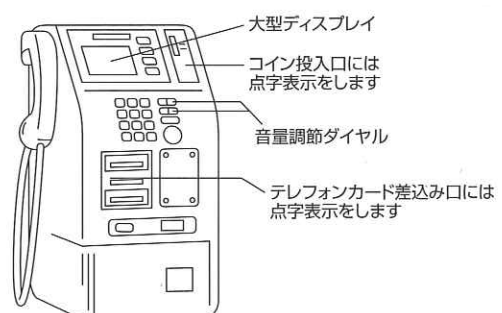
音声増幅装置付受話器

▲ セットボタンや音量調節ダイヤルを使用することにより、相手の声を大きくでき、聴覚障害者に有効です。



公衆電話

▲ 視覚障害者や聴覚障害者に使いやすい配慮が望まれます。



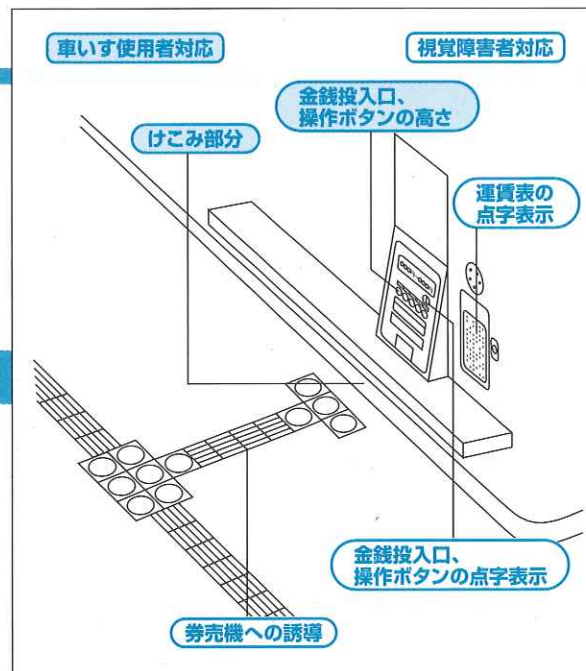
1 建築物

(12) 券売機

設計のポイント

券売機の金銭投入口や案内表示は、車いす使用者や視覚障害者の利用に配慮が必要です。

- 金銭投入口や操作ボタンの位置は、車いす使用者が円滑に操作できるよう、高さやけこみに配慮が必要です。
- 視覚障害者に配慮して、視覚障害者用床材の設置や点字表示、音声による案内、呼び出し装置の設置等が望まれます。



整備基準

【適用施設／建築物】

●整備基準

券売機を設ける場合においては、次に定める構造の券売機を1以上設けること。

- ア 車いす使用者が円滑に利用できるように高さ等に配慮した金銭投入口及び操作ボタンが設けられていること。
- イ 視覚障害者が円滑に利用できるように点字による表示を併用した金銭投入口及び操作ボタンが設けられていること。

●基準の解説

● 整備例

● 条例による整備基準

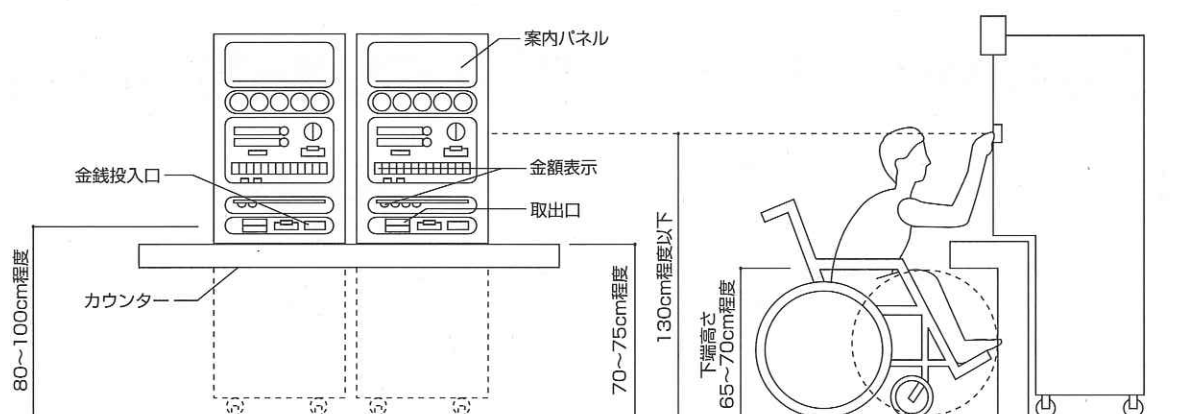
◇ ハートビル法による誘導の基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

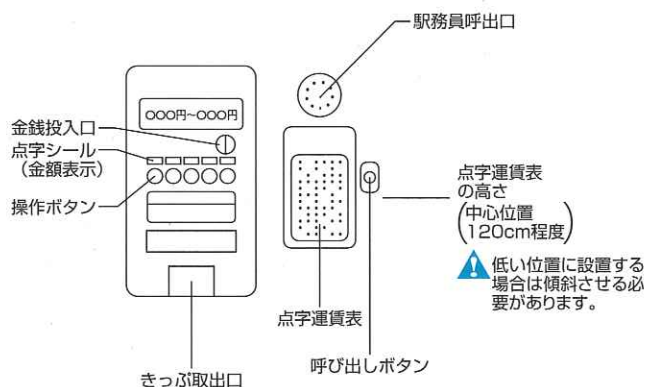
車いす使用者への対応



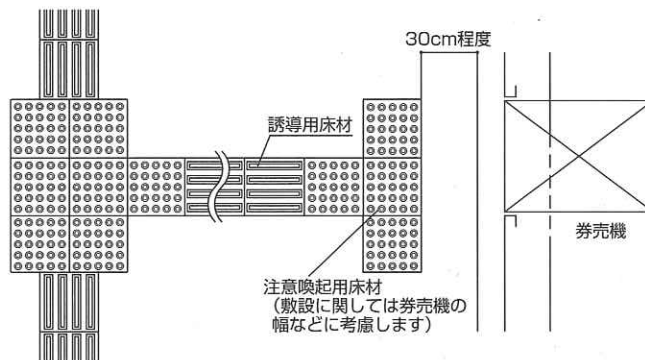
- ▲ 金銭投入口は、上肢不自由者に利用しやすいように投入口を大きくすることが望まれます。
- ▲ インターホンや呼び出しボタン等は、車いす使用者にとって使用しやすい高さ・構造とします。

視覚障害者への対応

券売機



券売機への誘導



- ▲ 点字表示付の券売機の横には点字運賃表、行先 (路線) 表示の設置が望まれます。
- ▲ タッチパネル式は、視覚障害者の利用に不便であるため、1カ所以上の券売機はボタン式にすることが望まれます。